

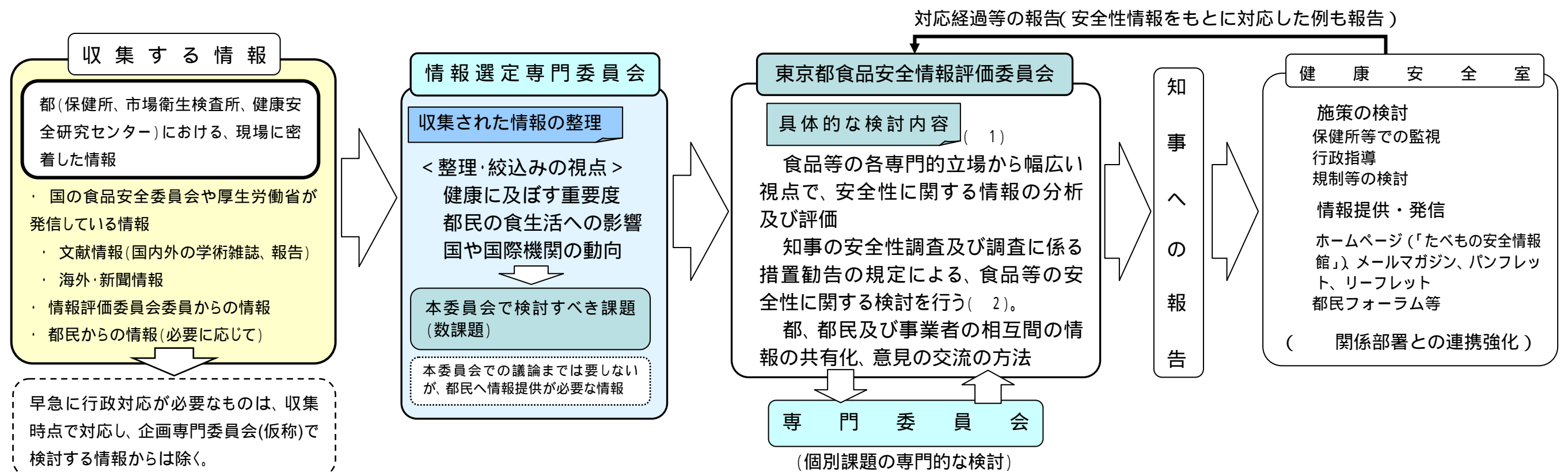
東京都食品安全情報評価委員会における「情報選定専門委員会」の設置について

新たな運営方法のポイント

- 1 都民生活に密着した食品の安全に関する情報の評価のため、都の食品安全関係機関で収集した「現場情報」を重点的に検討する。
- 2 「情報選定専門委員会」の設置により、評価委員会で評価（情報提供の方法等を検討）すべき課題の整理・絞込みを行う。
- 3 これまでの「食品安全情報レポート」は廃止し、都民生活により密着した情報提供に向けた検討を行う。

運営方法変更のねらい

- 1 都の行政機関には生活に密着した情報が集まることから、都民の生活と関係が密接な「現場情報」を中心に検討するとともに、国の安全委員会との適切な役割分担を図る。
- 2 検討課題の絞込みにより、東京都食品安全情報評価委員会でより効果的・効率的に安全性情報の評価を行う。
- 3 評価委員会の検討結果を受け、都民に情報提供すべき情報に絞り、都において「たべもの安全情報館」としてホームページ等を活用して提供していく。



< 情報収集の新たな視点 >

- (1) これまでより、都民生活に密接な情報について、評価(情報提供の方法等を検討)していくため、都の食品安全関係機関における現場情報を中心に収集する。
- (2) 国が発信している情報をよりわかりやすく提供することを目的として、国の機関の情報を収集する。

< 情報の評価の方法及び考え方 >

- (1) 「情報選定専門委員会」は、事務局や評価委員会委員が収集した情報の中から、「本委員会で検討すべき課題」、「本委員会での議論までは要しないが、都民への情報提供が必要な情報」の整理・絞込みを行う。
 - (2) 評価委員会は、「情報選定専門委員会」が整理した課題について、情報の評価、調査の必要性等を検討する。また、国の安全委員会が発信する情報など、科学的には一定の評価を得ている情報について、都民等が内容を正しく理解して生活に役立てるための「情報提供」の方法について検討を行う。
 - (3) その他の専門委員会は、評価委員会での検討を受け、必要に応じて、専門的かつ具体的な検討を行う。
- (注) 各専門委員会、評価委員会での検討経過は議事録、資料等を原則として公開する。

1 東京都食品安全条例第 27 条第 2 項

2 東京都食品安全条例第 21 条第 2 項及び同第 22 条第 2 項の規定に限る。

< 都における対応と委員会への報告 >

- (1) 情報提供については、委員会における検討・評価を踏まえ、都民生活に必要とされるより有益な情報に絞り、従来の「食品安全情報レポート」に代えて、「たべもの安全情報館」として情報提供していく。
- (2) 委員会での検討結果をうけて、都(福祉保健局健康安全室)において、施策への反映及び情報提供について検討し、実施していく。
- (3) 都において実施した対応等については、適宜委員会に報告する。